

樹木採取者公募の公示

令和5年6月1日

酒田河川国道事務所長 鈴木 之

次のとおり、「酒田河川国道事務所公募型樹木採取」に係る採取者を募集します。

1. 公募名称：酒田河川国道事務所管内河川区域内樹木採取

2. 公募内容：河川敷支障木伐採・搬出（採取区域等は別紙のとおり）

※河川区域内の樹木について、公募により希望者に伐採していただき、その伐採木を無償で持ち帰っていただくことにより、伐採費用の縮減と伐採木の有効利用を図っていくものです。

3. 採取時期

令和5年8月1日から令和6年2月28日まで【予定】

※ただし、生物等の生育環境保全のため、採取が制限される期間があります。

4. 採取場所

《酒田出張所管内》

・山形県酒田市九木原地区の河川敷

《飽海出張所管内》

・山形県酒田市白ヶ沢地区の河川敷

・山形県東田川郡庄内町荒鍋地区の河川敷

・山形県東田川郡庄内町狩川地区の河川敷

《赤川出張所管内》

・山形県鶴岡市勝福寺地区の河川敷

5. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等

- ① 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でない。
- ② 公募期間中において、予算決算及び会計令第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でない。
- ③ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 直近1年間の税を滞納している者でない。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でない。

6. 手続き等

①提出書類

公募説明書に添付の応募様式を期限までに提出。（郵送可、期限必着）

②提出期限

令和5年12月28日まで

受付時間：9：00～17：00（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）

※第1回締切：令和5年7月3日 それ以降は各回締切まで

※予定に達した時点で公募は終了となります。その際はホームページでお知らせしますのでご確認ください。

③提出・問い合わせ先

【本制度に関すること】

東北地方整備局 酒田河川国道事務所 河川管理課 河川管理係
〒998-0011 山形県酒田市上安町一丁目2-1
電話 0234-27-3497(課直通)

【提出先・本樹木採取に関すること】

《酒田出張所》 〒998-0838 酒田市山居町2-12-14
電話 0234-22-3604

《飽海出張所》 〒999-6811 酒田市柏谷沢字内山40-1
電話 0234-57-2077

《赤川出張所》 〒997-0011 鶴岡市宝田2-3-55
電話 0235-23-2032

7. 許可手続

本樹木採取に選定された者は、当該樹木の採取にあたり、河川法第25条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則第13条第1項に定める申請の必要があります。

8. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、採取可能最大区画数、採取に関する計画及び採取を実施する工程などから見た採取の効果等を総合的に評価（採取計画・実施項目・実施工程・過去の応募実績等・実効性・安全対策等・地域性）し、優れた者を選定者とする。

なお、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

また、審査は1ヶ月毎に実施し、その都度選定通知する。

審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定する。

9. その他

- ①手続きにおいて使用する言語は日本語に限る。
- ②関連情報を入手するための照会窓口は上記6の③に同じとする。
- ③応募に要する費用は、応募者側の負担とする。
- ④提出された応募書類は、当該応募者に無断で他の目的への使用は行わない。
- ⑤応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募を無効にする。
- ⑥その他の詳細は公募説明書のとおりである。